

船橋市生涯学習奨励ポイント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等の生涯学習活動の実績に応じ称号を授与することにより、市民等の学習意欲を高めるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる環境整備に寄与するため実施する船橋市生涯学習奨励ポイント事業(以下「学びポイント事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 学びポイント事業は、この事業に参加する者が対象となる生涯学習活動を行った場合に、参加者に対してポイント(以下「学びポイント」という。)を付与するとともに、参加者の申請により学びポイント取得数に応じて称号を授与する。

(事業の実施主体)

第3条 実施主体は、船橋市生涯学習推進本部設置要綱第1条により設置する船橋市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)とする。

(対象者)

第4条 参加の対象は、市内在住、市内在勤又は市内在学の者とする。

(対象学習活動)

第5条 学びポイント付与の対象となる生涯学習活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ふなばし市民大学校での学習
- (2) その他推進本部が認める事業への参加

(生涯学習活動の分類)

第6条 前条に規定する生涯学習活動は、次の5分野に分類する。

- (1) 健康・スポーツ(健康やスポーツなどに関するもの)
- (2) 文化・教養(文学、芸術、政治・経済、時事問題、教育等を広く学習するもの)
- (3) 地域活動(地域の団体活動、ボランティア活動や地域防災に必要な知識や技能を習得するもの)
- (4) 能力・自己開発(日常生活や職業に必要な知識や技能を習得するもの)
- (5) 郷土理解(郷土の歴史、民俗などの学習や自然とのふれあいをすすめるもの)

(学びポイントの付与)

第7条 この事業への参加を希望する者は、公民館等で配布する、別に定める生涯学習活動を記録するための帳簿(以下「学びノート」という。)を入手することで参加することができ(以下「参加者」という。)、第5条各号に掲げる生涯学習活動を行ったとき、学びノートに学びポイントの付与を受けることができる。

- 2 学びポイントは、参加者が第5条各号に掲げる活動を行った場合に1ポイント付与される。ただしその活動が1時間を超える場合は2ポイントの付与を受けることができる。
- 3 学びポイントは、翌年度以降に繰り越すことができる。
- 4 学びポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

(授与する称号)

第1号様式

学びポイント事業称号授与申請書

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部

本部長 あて

学びポイント事業による称号を申請します。

1 申請者

ふりがな 氏名	
住所	〒
生年月日	
電話番号	
電子メール	

2 申請する称号

申請 有無	称号	
	ふなばしマナビスト	
	ポイント数	ポイント
	分野別(学士・修士・博士)	
	分野	(1)健康・スポーツ (2)文化・教養 (3)地域活動 (4)能力・自己開発 (5)郷土理解
	ポイント数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30ポイントふなばし学士☆ ・ 60ポイントふなばし学士☆☆ ・ 90ポイントふなばし学士☆☆☆ ・ 120ポイントふなばし修士☆ ・ 150ポイントふなばし修士☆☆ ・ 180ポイントふなばし修士☆☆☆ ・ 210ポイントふなばし博士☆ ・ 240ポイントふなばし博士☆☆ ・ 270ポイントふなばし博士☆☆☆

3 船橋市ホームページへの氏名及び授与された称号の掲載について

称号を受けた方の氏名及びその称号を船橋市ホームページに掲載することがあります。

希望有無	内容
	船橋市ホームページへの掲載を希望する
	船橋市ホームページへの掲載を希望しない



ふなばし学びノート



船橋市生涯学習推進本部
(船橋市教育委員会 社会教育課)

問合せ先 047-436-2895

「学びノート」の使い方ー称号取得までー

①「学びノート」で学びの記録をしよう

この「学びノート」でなくても同じ形式であればパソコン等で作成したものでも使用できます。



②ポイントを貯めよう

公民館で行われる講座に参加したり、ふなばし市民大学校で学んだりすることにより、ポイントが付与されます。公民館等でスタンプを押してもらいましょう。



※講座情報は、広報ふなばしや市ホームページなどに掲載しています。

③称号を取得しよう！

称号授与の規定数になりましたら、下記申請先に申請書と「学びノート」のコピーをお送りください。



※申請書は公民館等で配布しているほか市ホームページからもダウンロードできます。

申請先：船橋市教育委員会社会教育課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

FAX 番号 047-436-2893

メール shakaikyoikuka@city.funabashi.lg.jp

船橋市生涯学習奨励ポイント事業実施要綱第9条第2項に規定する称号授与は、同要綱第2号様式で行う。

称号授与の副賞として缶バッジを贈呈するもの。

称号① 総ポイント数に応じて授与(100ポイントごと ふなばしマナビスト)

バッジサイズ 56mm丸型または 55mm星形 (予定)

バッジデザイン未定 (作成中)

称号② 分野別ポイント数に応じて授与(ふなばし学士・修士・博士)

バッジサイズ 37mm丸型

バッジデザイン以下のとおり

	30ポイント	60ポイント	90ポイント	120ポイント	150ポイント	180ポイント	210ポイント	240ポイント	270ポイント
	ふなばし学士☆	ふなばし学士☆☆	ふなばし学士☆☆☆	ふなばし修士☆	ふなばし修士☆☆	ふなばし修士☆☆☆	ふなばし博士☆	ふなばし博士☆☆	ふなばし博士☆☆☆
(1)健康・スポーツ									
(2)文化・教養									

<p>(3)地 域活動</p>									
<p>(4)能 力・自己 開発</p>									
<p>(5)郷 土理解</p>									

